あおもり米子育て応援事業企画・運営業務企画提案競技実施要領

１　対象業務

あおもり米子育て応援事業企画・運営業務

２　趣旨・目的

特に主食である米の価格が高騰していることを踏まえ、食料品等の物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯の負担軽減及びこどもの健やかな成長を図ることを目的として、県内の１８歳以下のこどもを対象に、県産米の購入に使える電子クーポン等を提供するものである。

３　実施業務

別紙仕様書のとおり

４　委託経費上限額

１，００３，９７４千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

（内訳）原資　　７５７，９９０千円（非課税、他目的への流用不可。）

　　事務経費分　２４５，９８４千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（注１）実際の契約額は、委託先の選定後に見積書を徴取して決定する。

（注２）原資については、受注者からの請求を受けて概算払できるものとする。また、事務経費分についても、県が必要と認める場合に限り、一部概算払できるものとする。

（注３）原資は、無利息型の普通預金口座に保管すること。

（注４）支給終了時に原資の残金がある場合は、速やかに県へ戻入すること。

５　委託期間

契約締結日から令和８年９月３０日（水）までとする。

６　企画提案競技参加資格

参加資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

（１）単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

（２）単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

①　青森県内に事業所等を有する民間企業、ＮＰＯ法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。なお、コンソーシアムの場合は、本条件を１事業者以上満たすこと。

②　コンソーシアムの構成員が、単体法人や他のコンソーシアム構成員として重複参加する者ではないこと。

③　本業務の公益性を十分に理解している者であること。

④　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
⑤　青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
⑥　法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
⑦　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等による手続きを行っている者でないこと。
⑧　宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

（３）コンソーシアムで参加する場合、構成員の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争の参加及び事業の委託契約手続きを行うものとする。

７　応募方法

（１）提出書類

①　参加表明書（様式１）
②　企画提案提出書（様式２）
③　企画提案書（任意様式、Ａ４又はＡ３サイズ（折り込むこと）を基本とする）
業務の実施に係る具体的な手法等を記載すること。

ア　企画方針
イ　コールセンター設置体制
ウ　各種申請及び電子クーポン利用システムの内容
エ　登録店の周知及び管理体制
オ　ＰＲデザイン、広告展開イメージ（時期、媒体等）
カ　実施体制（業務従事者名等）
キ　業務計画（申請、利用等の各期間含む。）
ク　経費積算書（任意様式）

（注１）上記４「委託経費上限額」に示す金額以内（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載）で見積もり、経費区分ごとの積算内訳（単価、数量）が分かるように作成すること。

（注２）対象外経費

・５万円以上の機械・機器等の購入代金
・土地、建物を取得するための経費
・その他、事業との関連が認められない経費

ケ　会社概要

関連業務実績、国や地方自治体等公的機関からの受託実績、組織体制、経営状況等

（２）提出部数

参加表明書　１部

企画提案提出書等　６部（正本１部、副本５部）

（３）提出期限

参加表明書：令和７年１０月２０日（月）１７時必着

企画提案提出書等：令和７年１０月３０日（木）１７時必着

（４）提出方法

上記７（１）に示す提出書類一式を、青森県こども家庭部こどもみらい課総務企画グループ（県庁西棟５階）に直接持参するか郵送すること。ただし、参加表明書は、メールでの提出も可。なお、直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の９時から１７時までとする。

（５）留意事項

①　企画提案は、単体法人又はコンソーシアムにつき１提案とする。

②　提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

③　提出された書類の内容を変更することはできない。

④　必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

⑤　提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

⑥　提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・Ａ４）を提出すること。

８　応募に関する質問

（１）質問受付期限

令和７年１０月２０日（月）１７時必着

（２）質問方法

質問書（様式３）に記入の上、下記「１２　問い合わせ先・応募窓口」あて、電子メールで提出すること。

原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないこととする。

（３）回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてに電子メールで回答するほか、県のホームページに掲載するものとする。

ただし、質問内容が質問書を提出した者の固有の内容に係る場合は、県のホームページに掲載しない。

９　事業実施候補者の選定

（１）審査方法

企画提案された内容について、下記のとおりプレゼンテーション審査会を実施

する。

日時：令和７年１０月３１日（金）　※時間は別途通知する

場所：青森県庁西棟５階　５８０会議室

内容：企画提案書によるプレゼン方式

※各種システムの操作画面等を提示すること

（２）審査項目及び審査基準

別記「審査項目及び審査基準」に基づき、審査員が評価点方式により審査を行い、評価点をもとに審査員全員の協議により契約予定者を選定する方法とする。

なお、提案者が１者の場合でも審査は実施するが、審査の結果、審査委員の総得点の合計が５割に満たさなかった場合、再度公募を検討する。

１０　審査結果の通知と委託契約の締結

（１）審査結果の通知等

審査結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

（２）委託契約の締結及び権利の帰属

①　選考後、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約による委託契約を締結する。その際、協議内容に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。

②　委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき締結する。

③　必要により業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ書面を提出し、県の承諾を得なければならない。再委託の承諾を得た場合は、受注者が再委託先の管理監督を行うとともに、本事業の契約内容や留意事項等を再委託先に十分に説明し、理解を得るものとする。

④　業務における成果品（業務を行う上で製作したデータ等を含む。）に関する一切の著作権その他の知的財産権については、引渡し時点で青森県に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。

（３）事業報告等

受注者は、事業の実施状況について適宜県に報告するとともに、事業終了後は速やかに完了届を提出すること。（契約の際に様式を提示する。）

１１　その他留意事項

（１）応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

（２）提出された企画提案書は返却しないものとする。また、当該書類の内容は、青

森県情報公開条例（平成１１年１２月青森県条例第５５号）に基づく請求等により公開される場合がある。

（３）本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。

（４）本業務の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があるため、留意すること。

（５）本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の調整及び処理は、受注者が行うこと。

（６）その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。

１２　問い合わせ先・応募窓口

青森県 こども家庭部 こどもみらい課 総務企画グループ（県庁西棟５階）
住 所：〒０３０－８５７０ 青森市長島１丁目１番１号
電 話：０１７－７３４－９３０１
e-mail：KODOMO@pref.aomori.lg.jp

別記（９関係）

審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	配点
１　実施内容 ①コールセンター設置・運営	・対象者からの問い合わせ等に十分対応できる体制となっているか	５点
②申請内容審査	・申請システムは、利用者にとって分かりやすいものとなっているか ・申請内容を適切に審査し、確実かつ早期に支給できるか ・重複申請等に対応できる仕組みとなっているか	１０点
③電子クーポン発行･運用管理	・電子クーポン利用システムは、利用者にとって分かりやすいものとなっているか	１０点
④登録店確保・管理	・登録店を十分に確保できる内容となっているか ・登録店の申請システムは、利用者にとって分かりやすいものとなっているか	５点
⑤WEB サイトの構築・広報	・利用者にとってわかりやすいデザインになっているか ・様々な媒体で広告時期、規模、回数を工夫しているか	１０点
⑥企画方針・業務計画の妥当性、実現性	・本事業の趣旨を十分に理解しているか ・必要な作業が適切な時期に設定されているか	５点
２　経費の見積内容	・事業の遂行に要する経費が過不足なく計上されているか ・経費・積算の妥当性はあるか	５点
３　個人情報等の取扱い	・個人情報漏洩対策やセキュリティ対策は万全を期しているか	５点
４　その他	・積極性、独自の創意工夫はあるか ・過去に類似の実績はあるか　等	５点
合計		６０点